

# 情報共有のたたき台(修正)

## 情報共有

### (情報の共有)

町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを確認するととも

①認識

に、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報を共有します。

### (情報の提供)

議会及び行政は、開かれた町政を進めるため、保有する町政に関する情報を、適切な方法により、わかりやすく、適時に提供するものとします。

### (説明責任)

議会及び行政は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して、町民にわかりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には、誠実に説明します。

### (情報公開)

- 1 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。
- 2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)の規定により(別に条例に定めるところにより)、情報を公開します。

### (個人情報保護)

議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美幌町個人情報保護条例(平成17年条例第29号)の規定により(別に条例に定めるところにより)、適正な保護を図ります。

### (町民の意見)

- 1 ~~行政は、意見、提言、要望及び苦情等(以下「意見等」といいます。)に対し、迅速かつ誠実に~~  
②議会及び行政は、意見、提言、要望等  
対処するとともに、行政運営に反映するよう努めます。  
③します
- 2 ~~行政は、前項で寄せられた意見等への対処経過について記録を保存し、適切に管理します。~~  
④議会及び行政は、

### (会議の公開)

⑤

~~議会(委員会及び協議会を含みます。)及び行政に設置された審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)は、原則公開とします。ただし、公開が適当でない場合は、その理由を公開し、非公開とすることができます。~~

- 1 議会は、本会議、委員会、その他の会議を原則公開とします。
- 2 行政は、附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」といいます。)を原則公開とします。
- 3 前2項について、公開が適当でない場合は、その理由を公開し、非公開とすることができます。

## 【解説・考え方】

### (情報の共有)(1)

議会や行政が保有する町政に関する情報は、町民との「共有財産」であり、町民主体の自治を実現するための基本であるとの認識のもと、町民にわかりやすく提供、説明することにより、情報の

共有を図ります。

また、情報の共有には、議会や行政からだけでなく、町民からの情報発信があつてこそ成り立ちます。議会、行政及び住民が一体となってまちづくりを進めていくため、それぞれが情報を伝え、共有することが大切です。

#### (情報提供、情報公開、会議の公開) (2)

情報の共有のための具体的な手法として、情報提供、情報公開、会議の公開があります。これらの制度は情報共有のための基本であり、自治基本条例においてその骨子を定めています。また、会議は、~~行政だけでなく、議会が設置する委員会、協議会も原則公開とすることとしています。~~

⑥ の公開については、~~議会は本会議のほか、委員会、会議規則で規定する会議を原則公開すること、~~行政は法令や条例に基づいて設置する附属機関に加えて、知識経験を有するもの等の意見を聴取し、行政に反映させることを目的として、規則や要綱等に基づき設置したのもも原則公開することとします。

#### (町民の意見) (5)

⑦

町民から寄せられる意見、提言、要望及び苦情等(以下「意見等」といいます。)も、~~町民と行政~~  
⑧町民と議会・行政  
の情報共有を図るための貴重な情報です。意見等に対しては適切に対応し、~~行政運営に反映するよ~~  
⑨するとともに、  
~~う努めるとともに、その対処経過、結果等の記録を適切に管理することとしています。~~

#### (説明責任) (3)

説明責任は、~~町民と行政との間の~~信託に基づく信頼関係を築くためにも大切なものであり、この  
⑩町民と議会・行政  
責任を認識し、情報提供、情報公開などを運用していくことを規定しています。

#### (個人情報保護) (4)

情報の取扱いにあたり、議会や行政が保有する個人情報については、個人の権利や利益が侵害されないよう、自治基本条例においてその骨子を定めています。

#### 【町民会議では】

自治の推進、まちづくりを進めるうえで、また町民参加を進めるうえでも情報共有は重要であるという意見が多く出されました。そのため、情報公開を制度として位置づける一方、個人情報の保護にも配慮する必要があるとの意見が出されました。

また、情報提供する行政や受け手である町民の姿勢、情報提供の手法、町民からの情報発信の必要性などについて、意見が出されました。

#### <当初案からの修正点>

①情報共有が町民主体の自治の実現の基本であることは、改めて「確認」という行為を要するまでもなく、普遍的なものであることから「認識」としました。

②⑦⑧「議会」を加えるとともに、「苦情」という表現は適切ではないことから削除しました。

③⑨「議会」を加えたことから、行政運営に反映するよう努めることは削除しました。

④⑩「議会」を加えました。

⑤「議会」、「行政」、「公開が適当でない場合」をそれぞれ別に規定するとともに、表現をわかりやすくしました。また、解説・考え方については、⑥のように説明を詳しく記載しました。

※解説・考え方の( )内の数字は、解説・考え方に記載する修正後の順番を示しています。町民の意見、説明責任、個人情報保護の順序を入れ替え、説明責任→個人情報保護→町民の意見とします。